



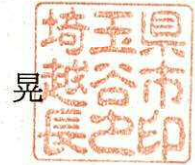
特定個人情報保護評価書に関する意見照会書



越 健 推 第 4 0 号  
令和4年(2022年)4月13日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 石 川 麗 子 様

越谷市長 福 田



特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項及び越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第3項の規定に基づき、以下の評価書について意見を求めます。

評価書の名称	予防接種に関する事務
意見照会の内容	特定個人情報保護評価書の適合性及び妥当性の審査について
所 管 課	保健医療部健康づくり推進課
備 考	住民に対するパブリックコメントは、令和4年2月1日から令和4年3月3日まで実施しました。



越 情 審 議 第 5 号  
令和4年(2022年) 5月13日

越谷市長 福 田 晃 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 石 川 麗 子



特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性に関する第三者点検について（答申）

令和4年4月13日付け越健推第40号で意見照会のありました予防接種に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査については、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に定める審査の観点に照らし審査したところ、当該評価書は適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断し、その内容を適当なものと認めます。

なお、実施機関には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。



思想・信条及び宗教に関する意見照会書

教セ第51-1号  
令和4年4月14日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 石川 麗子 様

越谷市教育委員会



次のとおり個人情報の収集を行いたいのので、越谷市個人情報保護条例第6条第2項ただし書きの規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	情報教育推進事務
個人情報取扱事務の目的	情報システムを利用した教育の推進を行うため。
個人情報の記録の対象者	児童・生徒、教職員等
収集する個人情報の記録の項目	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、親族関係・続柄、機器番号、操作ログ、アクセスログ
思想・信条及び宗教に関する個人情報を収集する理由	児童・生徒がインターネットを使った犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐ、また、巻き込まれた際に適切な対応をとれる環境を整えることを目的に、アクセスしたサイトの情報等を収集し保管する。そのログの中に思想、信条及び宗教に関する情報が含まれる可能性があるため。
所 管 課	学校教育部教育センター
備 考	

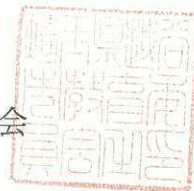


電子計算組織の結合に関する意見照会書

教セ第51-2号  
令和4年4月14日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 石川麗子様

越谷市教育委員会



次のとおり実施期間以外の電子計算組織との通信回線による結合を行いたいので、越谷市個人情報保護条例第9条第2号の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	情報教育推進事務
個人情報取扱事務の目的	情報システムを利用した教育の推進を行うため。
結合をする個人情報の記録の対象者	児童・生徒、教職員等
結合をする個人情報の記録の項目	機器番号、アクセスログ
個人情報の結合先	インターネットクラウド
個人情報の結合を行う理由	児童・生徒がインターネットを使った犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐ、また、巻き込まれた際に適切に対応するため、クラウド上に保管された情報にアクセスするため。
個人情報の保護措置	ID/パスワードを利用しログインする仕組みを整え、情報管理課に限定するとともに、システム内でのアクセス権限を分類することで、業務に関係のない部分への不用意なアクセスを回避する。 第三者認証 (ISO27017) を受けたクラウドサービスを利用。
所管課	学校教育部教育センター
備考	



越 情 審 議 第 6 号  
令和4年(2022年) 5月13日

越谷市教育委員会 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 石 川 麗 子



情報教育推進事務に係る思想・信条及び宗教に関する個人情報の収集に関する  
意見照会について（答申）

令和4年4月14日付け教セ第51-1号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第6条第2項ただし書の規定による「思想・信条及び宗教に関する個人情報の収集」については、事務の目的を達成するために必要と認めましたので答申します。

なお、実施機関には、個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

越 情 審 議 第 7 号  
令和4年(2022年) 5月13日

越谷市教育委員会 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 石 川 麗 子



情報教育推進事務に係る電子計算組織の結合に関する  
意見照会について (答申)

令和4年4月14日付け教セ第51-2号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第9条第2号の規定による「実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、実施機関には、個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。